第三区
熊本市
北区
第一区に属しない区域
山鹿市
菊池市
阿蘇市
合志市
菊池郡
阿蘇郡
上益城郡
山都町
山都町蘇陽総合支所管内
第四区
熊本市
南区
第二区に属しない区域
天草市
宇土市
上天草市
宇城市
上益城郡
御船町
嘉島町
益城町
甲佐町
山都町
第三区に属しない区域
天草郡
第五区
八代市
人吉市
水俣市
下益城郡
八代郡
葦北郡
球磨郡
大分県
第一区
大分市
本庁管内
鶴崎支所管内
大南支所管内
稙田支所管内（大字廻栖野（六百十八番地から七百四十七番地二まで、八百三十番地から八百三十二番地一まで、八百三十三番地一、八百三十三番地三から八百三十六番地三まで、八百三十八番地一から八百三十八番地二まで、八百四十一番地、千五百八十七番地、千五百九十一番地から千六百十八番地まで及び千六百二十番地に限る。）に属する区域を除く。）
大在支所管内
坂ノ市支所管内
明野出張所管内
第二区
大分市
第一区に属しない区域
日田市
佐伯市
臼杵市
津久見市
竹田市
豊後大野市
由布市
玖珠郡
第三区
別府市
中津市
豊後高田市
杵築市
宇佐市
国東市
東国東郡
速見郡
宮崎県
第一区
宮崎市
東諸県郡
第二区
延岡市
日向市
西都市
児湯郡
東臼杵郡
西臼杵郡
第三区
都城市
日南市
小林市
串間市
えびの市
北諸県郡
西諸県郡
鹿児島県
第一区
鹿児島市
本庁管内
伊敷支所管内
東桜島支所管内
吉野支所管内
吉田支所管内
桜島支所管内
鹿児島郡
第二区
鹿児島市
谷山支所管内
喜入支所管内
指宿市
奄美市
南九州市
頴娃支所管内
大島郡
第三区
鹿児島市
第一区及び第二区に属しない区域
枕崎市
薩摩川内市
日置市
いちき串木野市
南さつま市
南九州市
第二区に属しない区域
薩摩郡
第四区
阿久根市
出水市
霧島市
伊佐市
姶良市
出水郡
姶良郡
第五区
鹿屋市
西之表市
垂水市
曽於市
志布志市
曽於郡
肝属郡
熊毛郡
沖縄県
第一区
那覇市
島尻郡
渡嘉敷村
座間味村
粟国村
渡名喜村
南大東村
北大東村
久米島町
第二区
宜野湾市
浦添市
中頭郡
第三区
名護市
沖縄市
うるま市
国頭郡
島尻郡
伊平屋村
伊是名村
第四区
石垣市
糸満市
豊見城市
宮古島市
南城市
島尻郡
与那原町
南風原町
八重瀬町
宮古郡
八重山郡
この表中「本庁管内」とは、市町村（指定都市にあつては、区。以下同じ。）の区域のうち、支所又は出張所（それぞれ当該市町村の区域の一部を所管区域とするものに限る。）の所管区域及び地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区の区域に属しない区域をいう。